

## 新嵐山スカイパークの今後のあり方について

### 1 協議の趣旨

新嵐山スカイパークの経営方針変更の検討概要について、町から提示があったことから、議会の対応について協議し、議会内の合意形成を図るもの。

### 2 経営方針変更に向けての町の対応（案）（別紙 1）

- (1) 指定管理期間の 1 年延長（令和 6 年 3 月→令和 7 年 3 月末）  
現行指定管理事業者との随意契約による契約延長（～令和 7 年 3 月）
- (2) 債務超過額の補助
- (3) 第 3 セクター（めむろ新嵐山株式会社）の清算（令和 7 年 3 月）
- (4) 第 3 セクター以外の新たな運営方法の模索（指定管理前提、直営含め検討）

### 3 議会の対応（案）（別紙 2）

特別委員会設置による審査（「新嵐山スカイパーク経営改革調査特別委員会」）

### 4 今後のスケジュール

- ・ 7 月 1 2 日 第 3 回全員協議会で協議、合意形成
- ・ 7 月 2 0 日 第 7 回議会運営委員会で特別委員会設置の協議、決定
- ・ 7 月下旬 臨時会議で特別委員会設置の提案（議運委員長提案）、採決  
第 1 回「(仮称) 新嵐山スカイパーク経営改革調査特別委員会」  
(正副委員長互選)
- ・ 8 月上旬 第 2 回「(仮称) 新嵐山スカイパーク経営改革調査特別委員会」  
(調査事項審査)
- ・ 以降適宜特別委員会開催

### 5 調査の視点及び審査のポイント（協議事項）

- (1) 現行経営方針（財産の定義、事業の目的、成果と課題）
- (2) 経営方針を変更する背景と理由（不可抗力と過失の区分含む）
- (3) 町の資金支援計画（支援時期及び支援金額）
- (4) 経営方針変更の手順とスケジュール